

戦後日本の法人税制の分析視角

関 口 智

1. はじめに
2. 戦後日本の法人企業の特質：国際比較
3. 戦後の税制改正と法人税の推移
4. 日本の法人企業の特質と法人税制の関連
5. 法人税制と所得税減税との関連
6. 大蔵省主税局の政策意図と経済界の反応
7. むすびにかえて

1. はじめに

2010年における2011年度税制改正の論議では、国際競争力の観点から法定実効税率の引き下げを求める経済界や経済産業省と、課税ベースの拡大等によって代替財源の提示を求める財務省との間で様々な折衝が行われ、結局、法定実効税率の5%の引き下げで決着した。戦後法人税制をみる限り、税率引き下げ要求とそれに呼応する形での税率引き下げという決着は、今回が初めてのものではない。

後に見るように、戦後の法人税制の改正を税率と課税ベース等に区別して確認すれば、法人税率の引き下げの時期は、主として高度経済成長期と1980年代後半から現在までという2つの山がある。高度経済成長期の法人税率引き下げは、主として所得税の大規模な減税に呼応する形で行われたものであったことからすれば、日本の法人企業のグローバル化に伴う国際競争力確保の観点が強く主張される形で、法人税率の引き下げが実現してゆくのは、1980年代後半以降であるといつてよいであろう。

ただし、周知のように1980年代後半以降の法人税率引き下げプロセスでは、形式的には「税率引き下げと課税ベースの拡大」を掲げつつも、実質的には法人税の減税が行われるというスタイルが恒常化しつつあった。2011年度税制改正プロセスが異なるのは、「税率引き下げと課税ベースの拡大」のセットを拒否し、税率引き下げを求める形で、つまり、形式的にも実質的にも法人税そのものの軽減が強く求められた点にある。

このような要求の背景には、法人課税の国際比較を行うと、①日本の法定実効税率が国際的に高いこと、②日本の租税・社会保障負担の対国民所得比（国民負担率）やGDP比率が国際的には低いにもかかわらず、法人課税の対国民所得比や対GDP比は国際的にも高いこと等の現状認識

があるといえるであろう。

本稿の焦点は、国際比較の視点をふまえつつ、戦後日本の法人企業の特徴と法人税制との関係を考察することにある。特に留意するのは、日本の法人企業の国際比較からみた特徴と法人税の関係、所得税減税のメカニズムと法人税との関係、一般消費税導入プロセスと法人税との関係である。なお、本稿で対象とする期間は、主としてシャープ勧告に基づく税制改正の行われた1950年以降から1980年代中盤までとすること¹⁾、対象法人は主として法人税の大半を納付している大企業であることをあらかじめ断っておきたい。

2. 戦後日本の法人企業の特徴：国際比較

法人企業の納付する法人税額は、各国の法人税制と各国の法人企業の特徴との相互作用によってもたらされる。そのため、法人税の議論を行うためには、法人税のみならず法人企業の特徴をも意識する必要がある。ここでは国際比較の視点から日本の法人企業の特徴を把握してみたい。

(1) 法人税の対国民所得比の国際比較

まず、法人税の対国民所得比の推移を確認してみると、その比率の相対的高さは、何も近年に限った話ではないことがわかる。1960年から1983年の間であるが、【表1】によっても日本の法人税の対国民所得比が4%前後と一貫して高いことが確認できる。

興味深いのは、法人税の対国民所得比を「法人税収／法人所得」と「法人所得／国民所得」という2つの要因に分けたことからわかる、日本の特徴である²⁾。

まず、前者の「法人税収／法人所得」は、法人所得に占める法人税収の比率を示しているため、一見すると法人税の負担の国際比較が出来るようにも見える。しかし、国民経済計算（National Accounts）を用いたデータでは、分子の法人所得が赤字法人をも含む純所得であるため、黒字法人の法人税負担を示さない等の難点がある。そのため、これを用いて法人税の負担率を議論することは難しい。むしろ着目すべきは、後者の「法人所得／国民所得」である。というのは、日本の比率が10%前後ではほぼ一貫して高いからである。このことは、1960年から1983年にかけての時期に日本は一国全体で生み出す所得に占める法人部門の所得が、他国に比して大きいことを示している³⁾。つまり、法人税の対国民所得比の国際比較を行う際には、その比率の高低の議論に集中しがちであるが、日本では国民所得に対する法人部門で生み出す所得の比率が高いという他国との相違が、法人税の国民所得比の高さに影響している可能性にも配慮した議論が必要であることがわかる⁴⁾。

(2) 法人企業の分配面の国際比較

国民所得に占める法人所得の大きさは何に起因するのか。それを分析するためには、法人企業の分配面のバランスにも着目する必要がある。法人税の分析では主として税率と課税ベースの広狭が問題となるが、実は課税ベースを決定づける主要な要因の一つが、企業段階から家計段階への分配面にあると考えるからである。

【表1】 法人税収（対国民所得比）の推移：要因分析

（単位：％）

		1960	1963	1964	1965	1970	1975	1980	1981	1982	1983
日 本	法人税収／国民所得	4.5	4.4	4.2	3.5	4.2	3.3	4.5	4.2	4.2	4.3
	法人税収／法人所得	30.0	34.0	35.0	33.7	23.7	45.6	40.4	40.8	40.4	39.8
	法人所得／国民所得	15.0	13.0	12.0	10.4	17.8	7.3	11.1	10.4	10.4	10.9
アメリカ	法人税収／国民所得	5.3	5.0	4.9	5.1	3.8	3.5	3.3	2.8	1.9	2.3
	法人税収／法人所得	44.0	42.0	41.0	36.1	42.9	39.4	40.1	34.6	29.3	26.6
	法人所得／国民所得	12.0	12.0	12.0	14.0	8.8	8.9	8.3	8.0	6.5	8.5
イギリス	法人税収／国民所得	3.6	3.5	2.7	1.6	4.1	2.7	2.8	2.3	2.6	2.5
	法人税収／法人所得	20.0	22.0	17.0	12.6	43.7	71.0	39.9	31.6	29.8	22.9
	法人所得／国民所得	18.0	16.0	16.0	12.8	9.4	3.8	7.1	7.3	8.6	11.1
西ドイツ	法人税収／国民所得	2.7	2.7	2.6	2.3	1.6	1.3	1.8	1.7	1.8	n. a
	法人税収／法人所得	30.0	34.0	33.0	43.2	36.9	50.8	46.2	42.8	47.3	n. a
	法人所得／国民所得	9.0	8.0	8.0	5.3	4.4	2.5	4.0	4.0	3.7	n. a
フランス	法人税収／国民所得	2.9	2.3	2.3	2.2	2.9	2.6	2.9	2.9	3.1	2.7
	法人税収／法人所得	29.0	33.0	33.0	34.3	26.0	34.8	36.5	44.0	50.4	38.6
	法人所得／国民所得	10.0	7.0	7.0	6.4	11.2	7.5	8.0	6.7	6.1	6.9

（資料）税制調査会（1971）、（1987）のデータから算出。

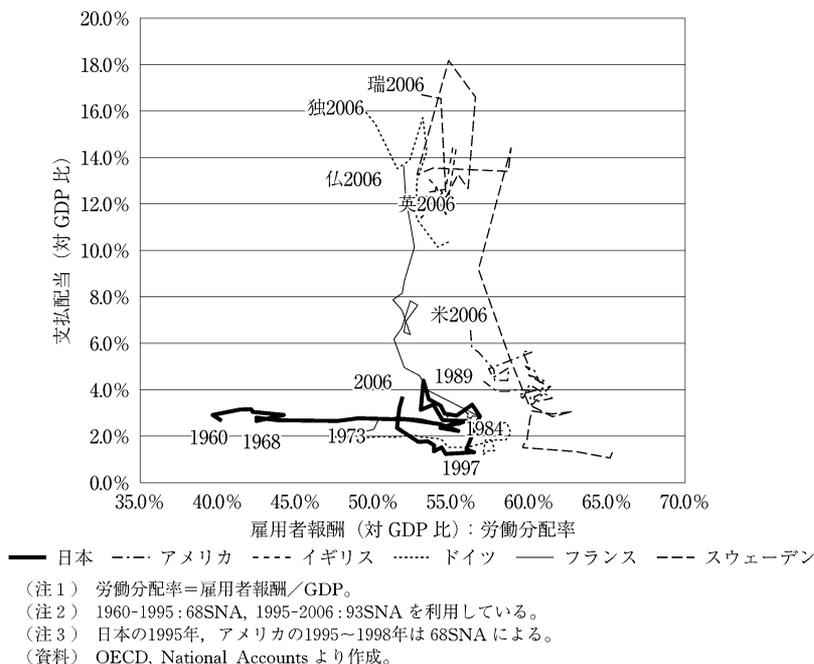
ここでは特に、法人収益の分配面における主要なルートである支払人件費と支払配当に着目し、横軸に労働分配率（雇用者報酬の対GDP比）を、縦軸に支払配当率（支払配当の対GDP比）をとって国際比較を行った【図1】を用いて、日本企業の特徴を確認したい。

まず、横軸の労働分配率をみると、日本は相対的に低い労働分配率が1970年代になって上昇し、各国との相対的差異が次第に縮小してきたことが確認できる⁵⁾。労働分配率の算定についても、国民経済計算（National Accounts）を用いた場合、分子の雇用者報酬については法人部門のみの算定が困難で非法人部門の雇用者報酬が含まれており、個人企業（自営業者）の混合所得が考慮できないといった問題があり、分母についてもGDPをとるか国民所得を採るか等の問題がある⁶⁾。しかし、その限界に配慮しても、少なくとも日本が歴史的に高い労働分配率を維持してきたとは言い難い。

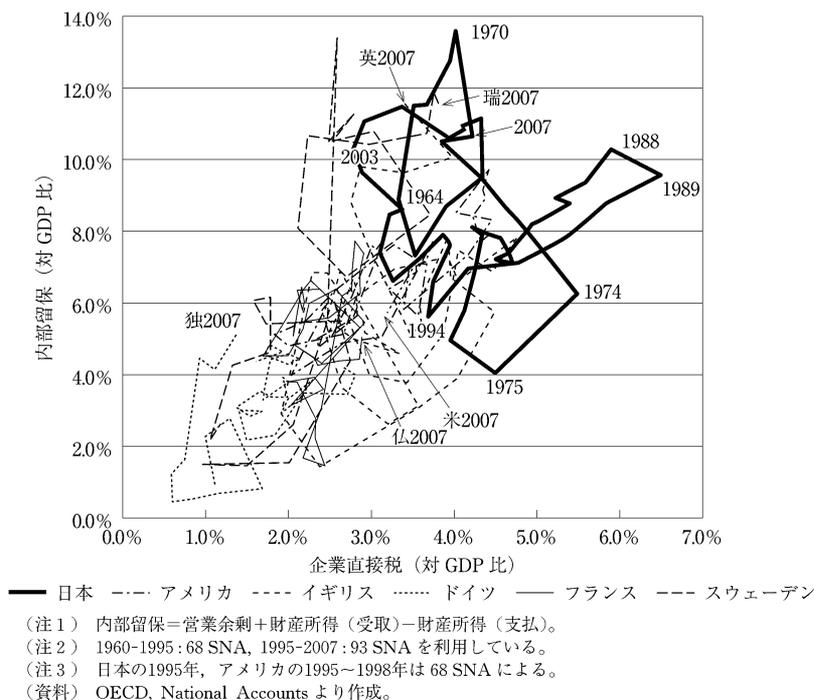
このことを法人税に関連させれば、法人部門での労働分配率が相対的に低ければ、一般的には法人所得が増加するので、法人税の課税ベースを拡大させることをも意味している。そしてこのような分配が、これまでの日本の雇用慣行等と何らかの関連があることも推察可能であろう。

一方、縦軸の支払配当率をみると、1980年代後半と2000年代初めに上昇しているが、国際比較によって相対的な地位を確認すると、日本はほぼ一貫して相対的に低いことが確認できる。このような、抑制された支払配当の背景には、日本企業の株主構成や配当基準等の影響があることも推察可能であろう。

【図1】 雇用者報酬と支払配当の推移（1960-2006）



【図2】 企業直接税と内部留保の推移（1960-2007）



【表2】 企業部門の外部資金（構成比）

		1962	1967	1972	1977	1982	1987	1992	1997
日本	借入金	75.6%	89.6%	91.2%	86.4%	84.2%	73.0%	80.4%	120.3%
	有価証券	24.4%	10.4%	8.8%	13.6%	15.8%	27.0%	19.6%	-20.3%
アメリカ	借入金	38.1%	53.4%	57.2%	66.0%	45.7%	66.5%	-59.4%	122.5%
	有価証券	61.9%	46.6%	42.8%	34.0%	54.3%	33.5%	159.4%	-22.5%
イギリス	借入金	52.3%	36.1%	80.5%	79.0%	139.8%	48.1%	5.3%	48.1%
	有価証券	47.7%	63.9%	19.5%	21.0%	-39.8%	51.9%	94.7%	51.9%
ドイツ	借入金	76.8%	81.5%	88.1%	95.8%	81.6%	58.6%	80.6%	97.7%
	有価証券	23.2%	18.5%	11.9%	4.2%	18.4%	41.4%	19.4%	2.3%
フランス	借入金	74.6%	83.7%	81.3%	80.2%	76.6%	65.3%	23.8%	5.2%
	有価証券	25.4%	16.3%	18.7%	19.8%	23.4%	34.7%	76.2%	94.8%

（注） 各国で個人企業と公的企業の取り扱いが異なる（詳細は（資料）の脚注参照）。

（資料） 日本銀行「日本経済を中心とする国際比較統計」各年度版より作成。

（3） 法人企業の内部留保の国際比較

労働分配率と支払配率という2つの分配面を意識して、企業収益分配後の残余である内部留保率（内部留保の対GDP比）の国際比較を行ってみよう。【図2】は横軸に企業直接税（対GDP比）を縦軸に内部留保（対GDP比）をとり、時系列で各国の推移を示している。

一見して、これまでの日本の法人企業が、相対的に高い法人税を納付してきたのみならず、相対的に高い内部留保を有してきたことがわかる。この比較においても国民経済計算（National Accounts）では、黒字企業と赤字企業とが合算されてしまうこと、企業直接税に法人事業税が含まれていないこと等の限界がある。しかし、日本の内部留保が相対的に高いのは、少なくとも相対的に抑制された支払人件費と支払配当との両者の影響があることは指摘できるであろう。

（4） 資金調達の内国際比較

内部留保率の推移を別の視点からみると、日本の法人企業は資金調達的手段として、相対的に内部資金（減価償却含む）の利用が可能であることを示している。しかし、法人企業の特徴を分析する際には、内部資金のみならず外部資金による資金調達手段も確認しておく必要がある。というのは、資金供給元からの議決権行使や役員派遣等を通じて、法人企業の行動様式にも影響を与えるからである。【表2】で確認して見よう。

一見して、1960年代から1990年代後半にかけての日本の法人企業の外部資金調達の特徴として、借入による資金調達が圧倒的に大きく、証券発行による資金調達が相対的に少ない点にあることがわかる。この点が、法人企業と銀行との長期的金融関係を特徴とする、いわゆる日本のメインバンク制の特色と大いに関連があることも推察できるであろう。

このことを法人税に関連させれば、支払利子や支払配当という資本コストの形で法人税の課税ベースの相違にも影響を与えることを意味している。⁷⁾

【表3】 法人企業の特徴に関する国際比較

	データ年	法人企業（全での規模の法人）						非法人企業（個人事業主とパートナーシップ）						①/②比
		課税所得(米ドル)		企業数合計(1000社)①			課税所得(米ドル)		企業数合計(1000社)②					
		平均	5,000米ドル未満		うち非納税企業	うち納税企業	平均	5,000米ドル未満		うち非納税企業	うち納税企業			
日本	1989	(140,252)	n. a	1,962	49.6%	50.4%	n. a	n. a	2,371	n. a	n. a	82.7%		
アメリカ	1990	25,937	84.8%	3,715	77.3%	22.7%	2,143	66.3%	22,885	n. a	n. a	16.2%		
イギリス	1988/89	60,149	59.3%	646	41.3%	58.7%	2,600	27.2%	3,470	22.0%	78.0%	18.6%		
ドイツ	1987	(103,644)	43.1%	237	59.9%	40.1%	38,400	11.5%	1,861	n. a	n. a	12.7%		
フランス	1988	50,487	59.6%	438	44.3%	55.7%	(22,666)	30.9%	1,237	9.6%	90.4%	35.4%		
デンマーク	1988	22,300	68.2%	64	51.6%	48.4%	16,760	26.6%	282	23.8%	76.6%	22.7%		

（注1） 非法人企業は、主に個人自営業者とパートナーシップ（日本は非法人の農業を除く。その他の詳細は table 3-1 参照）。

（注2） 法人企業は、全法人。

平均課税所得の（ ）は納税している企業のみ。

（資料） OECD（1994）, Table 3-3, 3-5, 3-7-B を参考に作成。

（5） 法人企業内部の国際比較

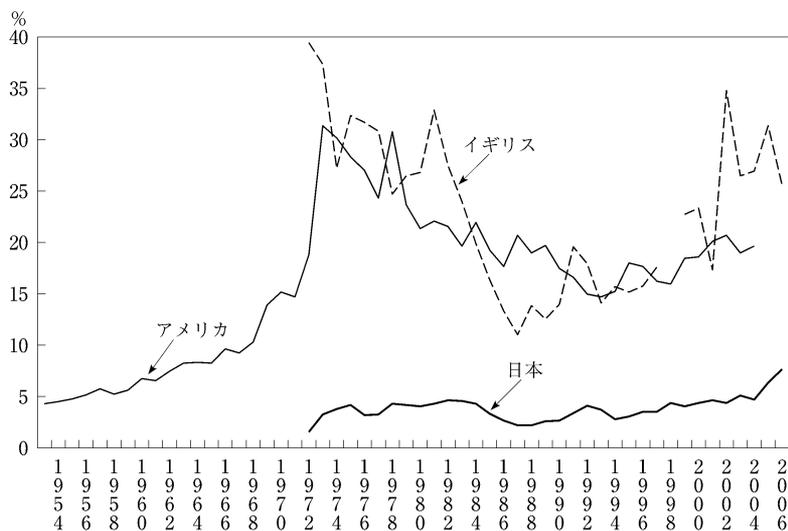
法人税制の特質を分析するには、大企業と中小企業といった規模別分析や製造業と金融業といった産業別分析など、法人企業内部の分析も行う必要がある。ここでは、単年度という限界があるが、さしあたり【表3】を用いて、法人企業と非法人企業（個人企業等）を同一国内で比較し、さらにそれについて国際比較を行うことで、従来の日本の法人企業の特徴とされている論点を確認してみたい。⁸⁾

まず、少数の大法人が法人税の大半を納付している点に、日本の法人企業の特徴があるとする見解について確認してみよう。残念ながら、日本の統計は欠落しているが、その他の国の法人企業と非法人企業（個人企業等）の「課税所得（米ドル）」の列を比較すると、法人企業のほうが課税所得の少ない企業が多いにもかかわらず、課税所得の平均値は相対的に高い傾向にあることがわかる。具体的には、法人企業のほうが課税所得「5,000米ドル未満」の企業の比率が高く、「平均」課税所得も高い。

このことは、各国の法人企業についても、多数の地位を占める課税所得の少ない中小法人が存在する中で、少数の地位を占める課税所得の大きい大法人が平均課税所得の金額を引き上げていることを意味している。つまり、納税額そのものの比較ではないものの、このデータから判断する限り、少数の大法人が法人税の大半を納付している傾向が、日本に固有のものであるとは必ずしも言い難い。

次に、法人企業の中で赤字法人（非納税企業）の比率が高いという点に、日本の法人企業の特徴があるとする見解について確認してみよう。⁹⁾ 各国の法人企業と非法人企業の「企業数合計」の内訳である「うち非納税企業」の列を比較すると、圧倒的に法人企業の比率が高く、その法人企業内部での非納税企業の比率は各国で50%前後になっている。具体的には、日本49.6%、アメリカ77.3%、イギリス41.3%、ドイツ59.9%、フランス44.3%といった具合である。つまり、このデータから判断する限り、法人企業の中で赤字法人（課税所得がゼロ又はマイナス）の比率が高いという傾向は、必ずしも日本に固有のものであるとは言い難い。

【図3】 外国税額控除比率の国際比較



(注1) 外国税額控除比率=外国税額控除/算出法人税額×100。

(注2) 日本は1973年以前のデータなし。

(注3) イギリスは1970年以前のデータなし。1988年以降が単独の数値。

(資料) 日本：『税務統計から見た法人企業の実態』。

イギリス：Inland Revenue Statistics。

アメリカ：Statistics of Income:Corporation Income Tax Returns。

最後に、企業全体の中で法人企業の割合が相対的に多いという点に、日本の法人企業の特徴があるとする見解について確認して見よう。表の最右列の非法人企業数に対する法人企業数の比率(①/②)をみると、各国で100%を下回っている。このことから、法人企業の数が非法人企業の数を下回っていることがわかる。しかし、日本はその比率が82.7%と他国に比して著しく高い¹⁰⁾。この比率から判断すれば、日本の法人企業の特徴として、企業全体の中で相対的に数が多いというこれまでの指摘は、概ね妥当している。

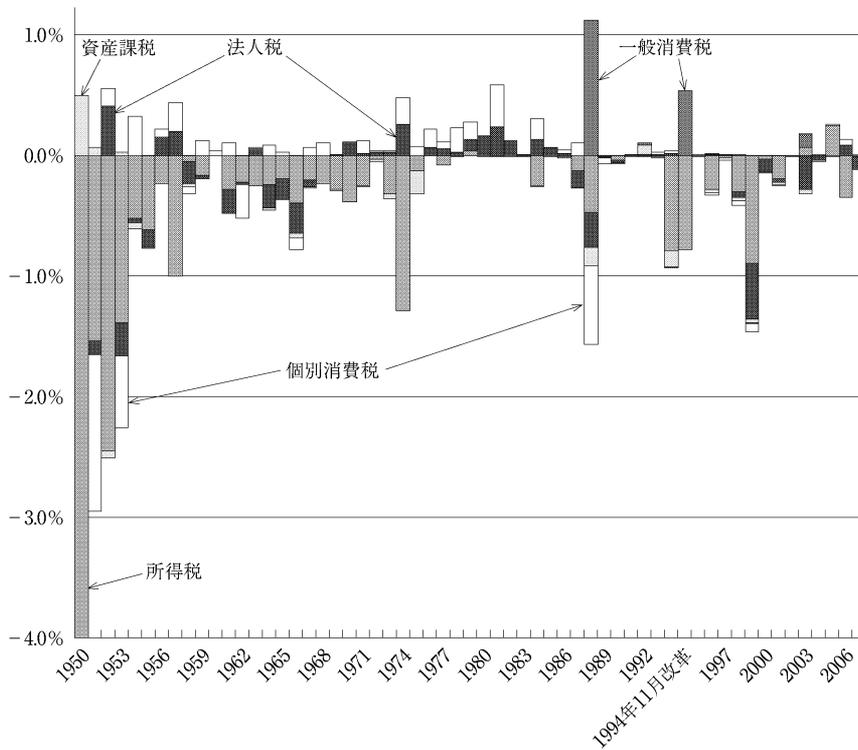
(6) 法人企業の海外進出の国際比較

最後に、近年の企業活動のグローバル化に関する国際比較を行ってみたい。【図3】で外国税額控除の比率を確認してみよう。

日本の外国税額控除は、外国所得に対する国際的な二重課税の排除を目的に1953年に導入された。ここで記載している外国税額控除のデータは、算出法人税額に対する外国税額控除の比率である。算出法人税額とは法人税の課税所得に法人税率を適用したもので、税額控除前の法人税額である。したがってここで示す外国税額控除比率とは、法人企業の全世界所得に対する法人税総額のうち、外国政府に納付された比率を示している。¹¹⁾

一見して、日本の外国税額控除比率が平均的に5%以下と低い比率であるのに対し、アメリカやイギリスは高いときには30%前後、最近でも15%前後と少なくとも日本よりも高い比率であることが分かる。このことは、日本企業は相対的に外国政府に法人税を納付する割合が少なく、結果として本国親会社の立地する日本に納付する割合が高いことを示している。別の言い方をすれば、日本の法人企業は、アメリカやイギリスに比べて外国子会社や外国支店という形態で国外進

【図4】 税制改正による増減税収（対GDP比）



（注1） 改正時の平年度ベースの見積額。

（注2） 1950年税制改正では、所得税（-4.9%）法人税（-0.9%）個別消費税（-2.2%）である（いずれも対GDP比）。

（注3） 地方税は含まない。

（資料） 財務省財務総合研究所編『財政金融統計月報』より作成。

出する程度が相対的に低いという特徴を有していることを意味している。¹²⁾

3. 戦後の税制改正と法人税の推移

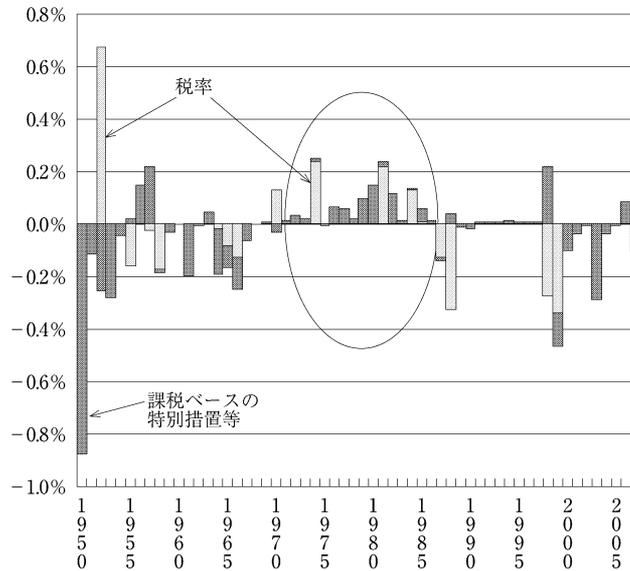
前節では、国際比較の視点から日本企業の特徴を指摘したが、税制を分析するには時代背景を意識することも必要である。そこで本節では、日本における第二次大戦以降、とりわけシャープ勧告以降から1980年代後半に至るまでの間の税制改正の推移と時代背景、そして法人税改正の推移を明らかにしてみたい。

(1) 戦後税制改正の概要

【図4】で戦後の税制改正の推移を確認すると、一見して税制改正の中心が所得税減税にあったことは明らかである。それに経済状況等を加味すると、大きく3つの時期に区分できる。

第一の時期は、1950年のシャープ勧告に基づく税制改正から1965年頃までである。この時期は、経済成長に伴う毎年の自然増収があり、その自然増収のうち、どれだけを所得税減税に振り向け

【図5】 法人税制改正による増減収入（対GDP比）



(注1) 改正時の平年度ベースの見積額。

(注2) 地方税は含まない。

(注3) 法人特別税（1992～1994）は除外している。

(資料) 財務省財務総合研究所編『財政金融統計月報』より作成。

るかを税制改正の主たる課題としている。

第二の時期は、1965年に国債（建設国債）発行が始まってから1974年くらいまでの時期である。この時期は高度経済成長期の後半期にあり、税制改正の主要課題が所得税の減税であったことには変わりはない。しかしその一方で、昭和40年不況（1965年）、ニクソンショック（1972年）、石油危機（1973年）等に伴う対応から生じた公債残高の累積から、税制全体としても減税一辺倒という状況ではなくなってきていた。また、1967年7月の第一次資本自由化から1973年5月の原則100%自由化という資本市場の自由化の波も考慮する必要がある。

第三の時期は、1975年以降から1988年12月の消費税法案可決以前までの時期である。この時期になると、これまでとは税制改正のスタイルが一変する。従来の建設国債の発行に加えて、1975年に特例公債の発行が始まり、大蔵省がそこからの早急な脱却を財政政策の大きな課題としたからである。そうなると、租税政策の面でも所得税の減税を税制改正の中心に位置づけることは困難になった。代わりに、景気変動に影響されにくい安定的な財源として一般消費税の導入を視野に入れつつ、既存税制の不備を修正して財源を確保するような税制改正を行う傾向がみられる¹³⁾。また、国際面では、貿易黒字の増加により貿易摩擦が問題となっていた時期でもある。

(2) 法人税制改正の概要

もう少し、法人税に焦点を絞って確認してみよう。【図5】は、法人税制改正の内訳について、税率と課税ベースの特別措置に分けて示している。この区分では、年度によって特別措置等の範囲の変更がある等の問題があるため、十分なものとは言い難いが、税制改正の意図を探ることは可能である。

第一の時期（1950年のシャープ勧告に基づく税制改正から1965年頃まで）においては、1952年の税率引き上げや1950年代後半の課税ベースの拡大を除いて、法人税は所得税の減税に呼応する形で、ほぼ減税基調にあったといつてよい。法人税の減税方式は、1952年を除けば、概ね税率引き下げの時は課税ベースをそのままにし、税率据え置き時には課税ベースを縮小している。

第二の時期（1965年に国債（建設国債）発行が始まってから1974年くらいまでの高度経済成長の後半期）において、所得税減税の財源対策として法人税の増税が行われるようになってきている。法人税の増税方式は、主として税率引き上げが用いられたといつてよい。

第三の時期（1975以降から1988年の一般消費税可決以前まで）においては、赤字財政の脱却のための財源対策として、所得税減税を停止し、法人税を含む既存税制の不備を修正する形で増税が行われている。法人税での増税方式は、1970年代後半には課税ベースを拡大する形で行われ、1980年代に入るとそれに税率引き上げが加わってゆく。

興味深いのは、1965年の建設国債や1975年の特例公債発行開始以降も、所得税は制度改正という形で増税が行われることはほとんどなかったのに対し、法人税は1969年から1986年までの18年間に、1975年を除くすべての年度で制度改正という形で増税が試みられており、現実にも法人税収が増加している点である。

とりわけ高度経済成長が終焉した1970年後半から1980年代中盤にかけて、なぜ法人税の増収が可能であったのか、あるいは、なぜ経済界が法人税への依存度の高まりを受け入れることができたのかについて、改めて振り返っておく必要があると考える。この時期に着目するのは、これらの要因を検討することが、現在に至るまでの日本の法人税の特質と今後の法人税の方向性を浮き彫りにするのに重要なポイントであると考えられるからである。

4. 日本の法人企業の特質と法人税制の関連

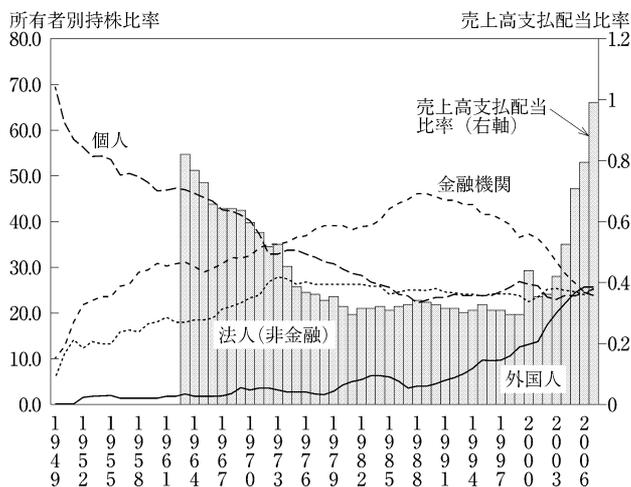
本節では、法人税納付額の集中する大法人企業を意識して、高度経済成長が終焉した1970年後半から1980年代中盤にかけて、なぜ法人税の増収が可能であったのか、なぜ経済界が法人税への依存度の高まりを受け入れることができたのかについて、日本の法人企業の特質と時代背景を踏まえながら検討することにした¹⁴⁾。

(1) 法人企業の株式相互保有

1970年後半から1980年代中盤にかけて法人税の増収を可能とした第一の要因として、配当による社外流出が少なく、相対的に内部留保を行うことが容易であった点をあげることが出来る。というのは、日本の法人企業では、法人間で相互に株式を保有することで配当圧力を抑制しており、配当方式も額面配当が主流であったからである。この点に関し、【図6】で戦後日本の法人企業の株主構成の推移を確認してみよう。

終戦直後は、占領期の戦後改革による財閥解体によって、個人株主の数が多く存在していたが、次第に減少していく。特に個人株主の減少傾向は、1969年に時価発行増資が可能になると、一層強まっていった。株主の払込額が額面よりも大きい場合であっても、依然として株式の額面金額

【図6】所有者別持株比率と売上高支払配当比率の推移



(注1) 売上高と支払配当は1962年以前の租税統計データなし。

(資料) 東京証券取引所ほか(2009)『平成20年度株式分布状況調査結果の概要』10頁及び国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』より作成。

を基準に法人企業が配当をおこなっていたからである。¹⁵⁾

その一方で、銀行や法人企業（事業会社）による株式保有が増加していった。銀行が事業会社の発行する株式を保有するようになった一因には、戦後改革でアメリカのグラス・ステイガール法を意識した銀行・証券分離の制度が導入されたが、日本の銀行・証券分離の制度においては、銀行の株式保有自体は禁止されず、社債発行への銀行の影響力も残されていたことがある。また、事業会社が株式を保有するようになる一因には、1965年の証券不況の際に個人株主が株式を放出する中で大蔵省証券局が法人企業に対して個人株主が放出した株式を引き受けるように要請を行ったことがある。

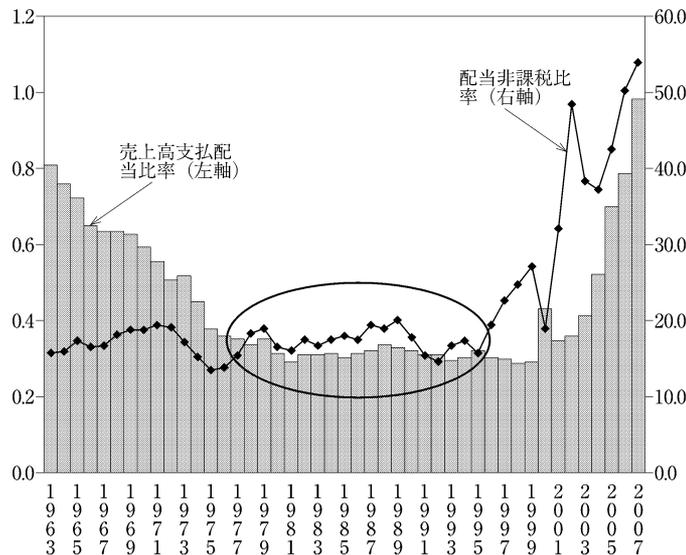
とりわけ事業会社間あるいは事業会社・銀行間での株式相互保有の形成に拍車をかけたのは、1960年代以降の資本自由化の波である。法人企業は株式を相互に保有することで乗っ取り防衛策を講じたからである。¹⁶⁾

法人税との関連で問題とするのは、法人間での株式相互保有（持合い）による法人株主の増加（あるいは個人株主の減少）が、法人企業の分配面、とりわけ配当政策に影響を与えているか否かである。この点に関し、同じ【図6】で売上高支払配当比率の推移を確認してみよう。

租税統計による売上高支払配当比率のデータは1963年以降しか入手できないが、当初高かった比率は個人株主が減少するのと同じ歩調で減少し、1970年代中盤以降から1990年代にかけての法人安定株主の時期には低位・安定的に推移し、2000年代以降になって再び増加している。つまり、1970年代中盤以降から1990年代の法人間の株式相互保有の時期に、配当比率は低位で安定的に推移している。このことをみる限り、少なくとも株式相互保有（持合い）の継続と配当比率の低位安定との間には関連がありそうである。

ところが、配当金額と税制との関係については、明確な結論を見出すのは困難である。この点について、【図7】で確認してみたい。

【図7】 売上高支払配当比率と配当非課税比率の推移



(注1) 売上高配当比率=支払配当/売上高×100。

(注2) 配当非課税比率=受取配当益金不算入/支払配当×100。

(資料) 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』より作成。

棒グラフ(左軸)は、【図6】の法人企業の売上高に占める支払配当額の割合を再掲している。一方、折れ線グラフ(右軸)は、配当総額の中で受取配当が非課税(受取配当の益金不算入)となった割合(以下、配当非課税比率)を示している。

一見して、配当非課税比率は、戦後から1990年代後半まで一貫して低位で安定的に推移し、1990年代後半以降になって増加傾向を示していることがわかる。税制改正に着目しても、シャープ勧告によって導入された法人間配当の益金不算入規定は、1980年代後半まで大きな改正はなされて¹⁷⁾いない。

これまで、シャープ勧告によって導入された法人間配当の益金不算入規定によって、他社の株式を保有する大法人の租税負担が配当を受け取ることで軽減されているとの主張もなされていた。法人間配当による受取配当は、益金不算入規定によって課税ベースから除かれるため、租税負担の軽減ができるからである。特に、法人間で株式相互保有がおこなわれると、法人間での配当がいつそう容易になるため、受取配当の益金不算入の規定を利用した配当が増加するという主張もあった。

しかし、少なくともマクロレベルでの配当比率の推移をみる限り、1970年代中盤以降から1990年代前半の株式相互保有による法人安定株主の時期に、益金不算入規定を利用して積極的に法人間での配当が行われた傾向は見受けられない¹⁸⁾。このような指摘は、1971年から2001年にかけての税制上の変更が、日本の法人企業の配当政策にほとんど影響を与えていないことを指摘している国枝・布袋(2006)の実証研究とも整合的である。

以上のように、株式相互保有に伴う法人株主の増加や個人株主の減少は、法人企業の支払配当の減少という形で、法人企業の配当政策に影響を与えている可能性が高い。しかし、税制と配当

政策に関しては、法人間配当の増加という形で、配当政策に影響を与えている可能性が高いとは言い難い。言い換えれば、1970年代中盤以降から1990年代前半の株式相互保有による法人安定株主の時期においては、税制による法人間配当の促進作用よりも、株式相互保有による法人間配当の抑制作用の方が大きかった可能性が高い。

この点を、本節の観点から整理すれば、日本企業では配当としての社外流出が相対的に少ないので、法人税による社外流出が多少増加しても、それに耐えうる余力が残されていたといえるであろう。このことは、第2節でみたように、日本の法人企業が相対的に高い内部留保を確保していたこととも関連している。

(2) 法人企業の資金調達手法

1970年後半から1980年代中盤にかけて、法人税の増収を可能とした第二の要因として、日本の法人企業の主たる資金調達が銀行からの借入で行われた点があげられる。

第2節でみたように、戦後日本の法人企業の外部からの資金調達手法は、借入が中心となっている。歴史をひも解けば、戦後になって借入中心となったわけではない。実は戦時経済の中で資金統制を効率的に行うために、一方で株式による資金調達に対して配当制限を課することで証券市場の縮小を図りつつ、他方で利子所得の相対的軽課による戦前からの貯蓄奨励を維持しながら、銀行を合併させる形での銀行機能の強化が図られていたからである。そして、これらの銀行は、戦後改革における集中排除法の適用を受けず、戦後も資金供給元の中心となっていた。

このような中で、シャウプ勧告によって所得税の総合課税が導入された。このことはこれまで分離課税によって貯蓄が奨励されてきた利子所得に対して、総合課税が実施されたことを意味している。しかし、シャウプ勧告による改正から多くの時を待たずして、1953年には戦前からの分離課税方式による利子所得の優遇措置が復活した。そして、利子所得の優遇措置にバランスを取る形で配当所得に対しても軽減措置が求められ、同時に法人企業の借入金依存を是正することも課題となっていく。そこで、1961年税制改正において、配当所得への課税を緩和して法人企業の自己資本を充実する観点から、法人税において配当軽減税率28%（基本税率38%）が導入された。

留意すべきは、結果として法人税における配当軽減税率が法人企業の資金調達方式に変更を加えるものではなかったこと、その一方で所得税における利子所得の優遇措置が、人為的低金利政策を補完する形で法人企業の借入による資金調達に間接的に寄与していた可能性があることである。法人企業の借入資金のもとをただせば、銀行預金や郵便貯金といった個人貯蓄だからである。つまり、利子所得の優遇措置に補完された預金金利規制と貸出金利規制の両者による人為的低金利政策が、借り手である法人企業の支払金利を低める形で機能していたのである。¹⁹⁾借入による資金調達の割合の高さにもかかわらず、人為的低金利政策により支払利子額が相対的に少ないことは、借り手企業の法人税の算定に際して、損金算入される支払利子の金額を相対的に少なくし、課税ベースを相対的に大きくすることを意味している。

加えて、1970年代のインフレは、借入による資金調達を維持するのにも合理的であった。²⁰⁾というのは、インフレによって法人企業の実質的な資本コストがさらに低下していたのに加え、企業に債務者利得をもたらしていたからである。その債務者利得は、企業収益として反映されない未実現利益という形で、法人企業の余力を示すものとしてとらえることもできるであろう。

(3) 法人企業の雇用慣行と賃金制度

1970年後半から1980年代中盤にかけて法人税の増収を可能とした第三の要因として、法人企業の雇用慣行と賃金制度によって人件費を相対的に抑制することができた点をあげることが出来る。

日本企業の労使関係の特徴として、企業別労働組合の存在がある。企業別労働組合は、労働者にとって長期雇用を保障した一方で、経営者には賃金を設備投資資金に影響しない範囲に抑えることを可能にし、企業内における労働配置の融通性を確保するのに大きな役割を果たした。²¹⁾ というのは、企業別労働組合は1940年代から1950年代の激しい労使紛争を経て、1960年代初めころまでに、基本的経営方針や企業内での人員配置・賃金査定について経営側の支配権を認める代わりに、生産性上昇に見合った賃金引き上げと終身雇用（長期雇用の保障）を獲得していたからである。²²⁾

長期雇用の保障という慣習は、労使双方にとってメリットがあるものだった。というのは、日本の企業では労働者の熟練と職業的な知識が個別企業に特有のものが多く、賃金や退職金、企業年金などが在職期間によって左右される。そのため、労働者にとって長期雇用は安定した賃金確保というメリットがあり、経営側にとって企業に忠実な熟練労働者を確保でき、再募集や再訓練のコストを考慮する必要がなくなるというメリットがあったのである。

このことは、第2節で確認した、国際的にみて相対的に低い日本の労働分配率の推移にも表れている。つまり、経営者は長期雇用の保障を行うことで賃金の抑制を可能とし、労働者は長期雇用の保障を得ることで賃金などの面で妥協していた側面がある。

以上の点を法人税という観点からとらえれば、相対的な人件費抑制を可能とする一方で、法人税の課税ベースは相対的に拡大した側面として指摘できる。²³⁾ そして、このような法人企業による相対的な人件費抑制を機能させるには、所得税減税による補完も必要であった。この点については、第5節で改めて述べることにしたい。

(4) 法人企業の海外進出

1970年後半から1980年代中盤にかけて法人税の増収を可能とした第四の要因として、外国税額控除の金額が相対的に少なかった点をあげることが出来る。というのは、日本企業は海外生産を行ってそれを海外で販売するスタイルではなく、国内生産を行ってそれを輸出販売するスタイルだったからである。この点に関し、【表4】で確認してみよう。

まず、日本の総売上高に占める輸出高の比率（以下、輸出比率）を確認すると、為替レートの変動による影響を受けつつも、概ね20%前後で推移している。このことは、日本国内の景気に左右されない売上高を安定的に確保してきた状況を示している。

それ以上に注目するのは、輸出高に占める現地法人向け輸出の比率（以下、現地法人向け輸出比率）である。現地法人向け輸出比率の推移を確認すると、1975年から1980年代前半までは20%台で安定的に推移しているが、その後比率が徐々に増加して2007年には55.2%になっている。そして、それに呼応するようにそれまで5%以下で推移していた外国税額控除比率が、5%以上の水準に増加している。このように、日本企業の推移としてみた場合には、海外進出が進展していることも事実である。しかし、第2節で確認したようにアメリカやイギリスの海外進出の度合いと比較すると、海外進出の度合いは非常に軽微な増加にすぎないとの評価もできるであろう。

そもそも、日本の場合、政府と労働組合の協力の下、労働者の多能工化・組立工程の自動化・

【表4】 日本企業の海外進出

	1975	1980	1983	1986	1989	1992	1995	1998	2001	2004	2007
輸出比率 ^(注1)	19.7%	17.9%	21.0%	20.6%	15.1%	17.1%	18.2%	14.7%	16.2%	15.9%	18.5%
現地法人向け輸出比率 ^(注2)	28.7%	28.0%	23.7%	32.0%	32.7%	43.4%	27.6%	41.2%	34.5%	47.6%	55.2%
（参考）現地法人向け輸出/総売上高×100	5.7%	5.0%	5.0%	6.6%	4.9%	7.4%	5.0%	6.1%	5.6%	7.6%	10.2%
（参考）海外生産比率（製造業）	N.A	N.A	N.A	3.2%	5.7%	6.2%	9.0%	13.1%	14.3%	16.2%	19.1%
外国税額控除比率	3.6%	4.1%	4.6%	3.3%	2.2%	3.3%	2.7%	3.4%	4.3%	5.0%	7.5%

（注1） 輸出比率＝輸出売上高/総売上高×100%

（注2） 現地法人向け輸出比率＝現地法人向け輸出売上高/輸出売上高×100%

（注3） 海外生産比率（国内全法人（製造業）ベース）＝現地法人売上高/（現地法人売上高＋国内法人売上高）×100

（注4） 外国税額控除比率は【図3】の数値を転載。

（資料） 経済産業省「我が国企業の海外事業活動」及び「海外事業活動基本調査」より作成。

在庫の極小化などの工夫を進めることで、国内に立地したままで国際競争力を維持することに成功した²⁴⁾。そのため日本企業の生産活動は、海外よりも国内のほうが活発であり、日本からの海外投資は国内からの輸出を支援する形で実施されていた²⁵⁾。多くの研究で指摘されているように、企業が海外シフトを進めたのは1985年以降の円高とアジア新興国の追い上げを前に、国内での調整による国際競争力維持が限界に達してからである。言い換えれば、本節の対象としている1970年代後半から1980年代中盤にかけては、海外進出の進捗度がほとんど進んでいないため、外国政府への法人税の納税額は少なく、結果として親会社の立地する日本に法人税を納付する額が、他国と比較して多くなっていたのである。

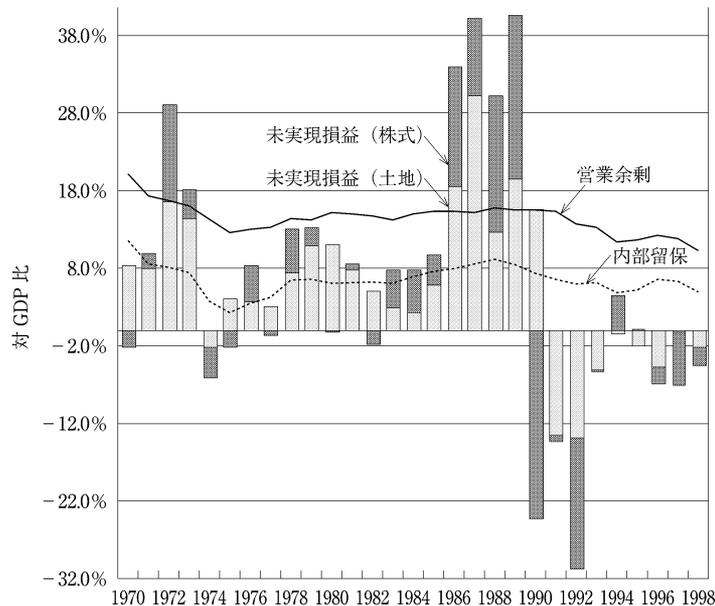
（5） 法人企業の保有資産の含み益

1970年後半から1980年代中盤にかけて法人税の増収を可能とした第五の要因として、法人企業の保有資産に含み益（未実現利益）が発生していた点をあげることが出来る。というのは、課税所得に対する法人税の名目的な負担は重く見えるが、その背後にある未実現利益がかなり大きいために、法人企業から見れば実質的な租税負担が低かった可能性があるからである。この点について【図8】で確認して見よう。

1970年から1990年までをみると、1974年を除いて、法人企業が保有する資産（土地と株式（相互保有株式も含む））が単年度でも含み益（未実現利益）を抱えた状況であること、それも内部留保額を超える規模であることが確認できる。ただし、ここでの含み益（未実現利益）の金額は租税統計ではなく国民経済計算によるものである。そのため、未実現利益を取得価格と期末時価の差額ではなく、単に前年度の期末時価と当年度の期末時価の差額として把握していること、必ずしも全てが売却可能資産であるとも限らないこと、法人部門内部の規模別・産業別にみた含み益（未実現利益）の発生状況について明確ではないこと等の限界があり、そのまま法人税制の議論をするにはかなりの慎重さが必要である。

しかし、本節で対象としている高度経済成長が終焉した1970年後半から1980年代中盤までにおいて、内部留保の金額を超えるほどの未実現利益があるという数値をみる限り、保有資産の含み益が法人企業の余力を示すものとして考慮すべき事項であることは否定できない。

【図8】 法人部門の未実現損益・営業余剰・内部留保（1970-1998）



（資料）内閣府『国民経済計算』（68 SNA（1990年基準））より作成。

（6） 中小企業と大法人との関係

1970年後半から1980年代中盤にかけて法人税の増収を可能とした第六の要因として、中小企業に対する保護政策によって、大法人が超過利潤をえていた可能性がある点をあげることが出来る²⁶⁾。

従来から日本では、中小企業や低生産部門でも企業として自立していけるように、中小企業対策減税や、参入規制、輸入規制、価格規制等の形で保護政策をおこなってきた。そしてこのような保護政策の主たる目的は、雇用を確保することであった。

というのは、日本の企業間関係の中で中小企業、特に系列内の中小企業は、雇用の確保という点でも重要な位置を占めているからである²⁷⁾。中小企業にとっては大法人との長期継続的な相対取引により取引コストの削減といった恩恵を受ける一方で、大法人にとっては中小企業を退職者などの余剰労働力の吸収や周期的に発生する不況のクッションにすることで、雇用や経営上の安定を確保するというメリットがあった²⁸⁾。

そのため大企業は、経済的には効率の悪い中小企業対策や社会福祉政策等の拡充を認めてきた側面もある²⁹⁾。言い換えれば、大法人は雇用の受け皿となる中小企業への保護規制等から生じる超過利潤（経済的安定等）を担保に、法人税の負担を受け入れてきた側面があるともいえよう³⁰⁾。

5. 法人税制と所得税減税との関連

本節では、前節で確認した法人企業の特質と法人税制との関連を分配面から検証することを意識して、配当や人件費といった法人企業からの分配所得へ課税である所得税の問題を取り扱う。

【表5】 所得税収の構成比の推移（1950—2007）

（単位：％）

	1950	1960	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2007
申告所得税	39.5	23.6	26.8	27.3	23.5	20.1	27.4	17.5	14.6	15.9	18.6
源泉所得税	60.5	76.4	73.2	72.7	76.5	79.9	72.6	82.5	85.4	84.1	81.4
給与所得	57.8	56.8	49.3	52.7	59.1	62.7	46.8	58.0	55.7	60.3	61.1
退職所得	1.3	1.3	0.8	0.7	1.0	1.5	0.7	1.2	1.6	1.8	1.7
報酬・料金等所得	0.5	3.9	4.0	4.8	4.4	4.7	4.4	5.7	6.0	7.8	7.4
利子・配当	0.9	13.0	17.8	13.5	11.3	10.1	17.9	15.6	18.1	11.0	7.5
利子所得	0.9	3.9	10.3	15.5	13.7	13.2	20.3	15.5	17.3	3.7	3.9
配当所得	0.1	9.1	7.4	5.2	4.8	4.4	4.6	3.9	5.6	14.3	15.1
△法人受取利子・配当	n. a	n. a	n. a	-7.3	-7.2	-7.4	-7.0	-3.9	-4.8	-6.9	-11.5
上場株式等の譲渡所得等	n. a	n. a	n. a	n. a	n. a	n. a	1.9	0.8	2.1	1.5	1.3
非居住者等所得	n. a	1.4	1.4	0.9	0.7	0.9	0.8	1.1	1.8	1.7	2.4
所得税額合計（億円）	2,100	3,962	24,468	51,694	100,580	143,277	241,015	198,039	182,716	168,173	161,523

（注1） 法人受取利子・配当のデータは1971年以前の租税統計データなし。

（資料） 国税庁『国税庁統計年報書』および『税務統計から見た法人企業の実態』より作成。

（1） 所得税減税の概観

【表5】を用いて、申告納税方式と源泉徴収方式に着目しながら、所得税収の推移を確認してみよう。

まず、申告納税額の構成比の推移では、シャープ税制改革による1950年には39.5%あったものが徐々に低下し、2000年代には20%弱にまで落ち込んでいる。これは、シャープ税制改革以降に利子や配当といった資産性所得に対して分離課税や申告不要制度が導入されたこと、農業所得者や商業所得者といった自営業者が減少したこと等を反映している。

それに対して、源泉徴収額の構成比の推移では、シャープ税制改革による1950年には60.5%であったものが、その後の資産性所得への分離課税の導入や給与所得者の増加等に伴って、2000年代には85%前後にまで増加している。資本所得と勤労所得の視点から、もう少し詳細に確認してみよう。

（2） 資本所得への減税

シャープ税制改革以降の資産性所得に対する租税優遇措置の導入は、発展途上の金融・資本市場の育成を意図した改正であるとされるが、これらの改正は申告・総合課税というシャープ勧告からの崩壊過程を示すものとして説明される。日本企業の外部資金調達を意識して、シャープ税制改革以降の資産性所得に対する課税方式の変遷を確認しておこう。³¹⁾

第一に、利子所得への課税については、源泉分離選択課税の復活（源泉選択税率50%：1951）や源泉分離課税の導入（源泉徴収税率10%：1953、15%：1967、20%：1978）等の変更が加えられていった。この点に関して、利子所得に対する源泉徴収額（法人受取分含む）が所得税に占める割合を確認すると、租税優遇措置によって租税負担が相対的に軽減されているとはいえ、源泉徴収税率³²⁾

の引き上げ等に伴って1950年には0.9%であったものが、1980年には13.7%、1990年には20.3%へと増加している。

留意すべきは、そもそも利子所得は、公社債や割引債等を除けば、銀行預金や郵便貯金等を主たる原資としており、その原資は、主として銀行や財政投融资を通じた貸付原資に、言い換えれば、法人企業の借入による資金調達の出発点になっている点である。このような中で、所得税における利子所得の優遇措置が人為的低金利政策を税制面から補完³³⁾し、法人企業の借入れによる資金調達に伴う資本コストを低める形で間接的に寄与していることは、第4節でも確認した通りである。

つまり、所得税収に占める利子所得に対する源泉徴収額（法人受取分含む）の推移をみる限り、歴史的に法人企業の資金調達の借入原資が銀行預金や郵便貯金等の形で確保されてきたことが読み取れる。このことは、法人企業の外部資金調達の中心が銀行等からの借り入れであるという特色が、間接的に所得税の面にも反映していると言えるであろう。

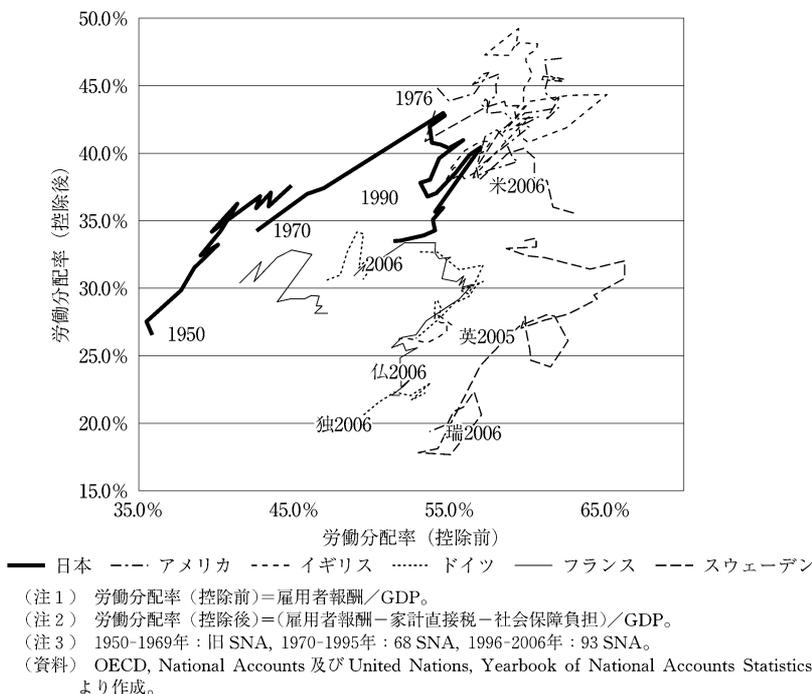
第二に、配当所得への課税については、源泉徴収の復活（源泉徴収税率20%：1952、15%：1967、20%：1978）や源泉分離選択課税の導入（源泉選択税率15%：1965）、そして少額配当申告不要制度の導入（源泉徴収税率10%：1965）等の変更が加えられていった。この点に関し、所得税収に占める配当所得に対する源泉徴収額（法人受取分含む）の割合を確認すると、1960年から1970年にかけて9.1%から7.4%へと割合が徐々に減少し、1975年以降になると2000年まで5%前後の低位で安定している。このことは、第4節で確認した、法人企業の売上高支払配当率が次第に減少し、1970年代中盤以降から1990年代までは安定的に推移していたこと、つまり支払配当が増加していないことにも符合している。ただし、残念ながら法人企業の預金や株式保有から生じる法人受取分の利子・配当に対する源泉徴収額の統計データは1972年以降しか入手できず、1972年以降の入手可能なデータも法人受取分の配当と利子に対する源泉徴収額を区別することができない。そのため、法人間の株式相互保有の形成に伴って、支払配当に対する源泉徴収額が個人株主と法人株主との間でどのように変化したかについては、明らかにすることができない。

(3) 勤労所得への減税

周知のように、戦後の雇用形態の変化によって給与所得者が増加した。このことを考慮すると、給与所得に対する源泉徴収額の割合が増加するはずである。しかし、給与所得に対する源泉徴収額が所得税に占める割合を確認すると、現実には1950年から1970年までは57.8%から49.3%へと減少傾向にあり、1975年から1980年代にかけて52.7%から62.7%へと増加している。³⁵⁾

前者の1950年から1970年までの給与所得に対する源泉徴収額の減少は、資産性所得に対して分離課税や申告不要制度が導入されたこと、所得控除の増額や税率引き下げによる所得税減税が源泉徴収の対象となる中間層のサラリーマンを中心に行われたこと等を反映している。そして、後者の1975年から1985年にかけての給与所得に対する源泉徴収額の増加は、給与所得者に対する減税が停止してインフレによるブラケットクリープが発生していた一方で、累進税率の対象ではない資産性所得の割合が拡大してきたことによって、相対的に給与所得者の租税負担感が高まったこと等も反映している。³⁶⁾この点について、労働分配率と所得税減税等との関係を示す【図9】で確認して見よう。

【図9】 労働分配率の推移：所得税・社会保障負担の控除前後（1950-2006）



まず、横軸の労働分配率に着目すると、戦後日本では労働分配率が相対的に低いところから出発し、次第に比率を高めてきたことが再確認できる。その一方で、縦軸の労働分配率、すなわち所得税と社会保障負担を控除した後の労働分配率に着目すると、横軸の労働分配率が相対的に低い時期には、所得税と社会保障負担を軽減することで、所得税と社会保障負担控除後の労働分配率（縦軸）を相対的に高めていたことがわかる。³⁷⁾

つまり、このメカニズムは相対的に労働分配率（控除前）が低くても、労働所得税化した所得税の減税によって、手取賃金を確保するというものであった。そして、その主たる手段が、給与所得控除や所得控除の引き上げによる、サラリーマン等の中間層への減税であった。少なくとも高度経済成長期の所得税の減税は、企業から家計への労働分配率が低い場合でも、国民（とりわけ中間層）に経済成長の果実を実感させる役割を果たしていたのである。

ただし、このような手取賃金確保のメカニズムは、1970年代後半から1980年代初めにかけて給与所得者に対する減税が据え置きとなることで、次第に機能を停止していった。それは、縦軸の労働分配率の下方シフトにも表れている。

以上のようなことを考慮すると、1970年代後半から1980年代初めにかけての法人税増収は、法人企業が従来のメカニズムを利用した人件費の抑制が困難になりつつある状況の中でも、株式相互保有の中で配当抑制が可能で、保有資産の未実現利益（含み益）も十分にある等の別の条件が加わることで始めて可能となるものであったと思われる。

(4) 中小法人の被用者と個人事業主の所得税減税

給与所得控除等による所得税減税と法人税収との関連は、中小法人の被用者に着目すると、別の視点から分析が可能となる。個人事業主の法人成りとの関連である。

シャープ勧告では法人擬制說的取り扱いにより、法人企業内部の問題についてはそれほど想定していないが、個人企業と中小法人（同族法人）の取り扱いの均衡を意識して、同族法人の規定を設けた。しかし、戦後の税制調査会等で取り上げてきたのは、個人事業主が従来の租税負担の軽減を意図して法人への組織替えをするという、いわゆる法人成りの問題であった。そして、個人事業主と中小法人（同族法人）の税負担のバランスを取るため、青色申告を行う個人事業主の家族従業員への専従者控除を拡充する方向で、つまり所得税を減税する形でバランスを図ろうとしてきた。しかし、法人成りは収まらず、第2節でみたように、企業全体に占める法人企業の数は相対的に多い。このような個人事業主による法人企業選択の大きな要因となったのは、田近・八塩（2005）の実証研究にもあるように、個人企業の租税負担軽減とバランスを取る形で実施された給与所得控除の引き上げによる可能性が高い。

さらに先に指摘したように、給与所得控除引き上げ等による所得税減税は法人税の領域に派生した可能性が高い。詳細な実証研究が必要な部分ではあるが、所得税の分野での給与所得控除やその他の諸控除の引き上げは、家族経営的な中小法人では人件費の増加を可能とする方向に作用して、赤字法人が増加した可能性がある一方で、大法人では人件費の抑制を可能とする方向に作用して、法人税収の増加を支えた可能性があるものと思われる。そして、所得税減税が限界に達すると、このような状況に何らかの修正を迫る議論が次第に盛んになっていったのである。

6. 大蔵省主税局の政策意図と経済界の反応

高度経済成長が終焉した1970年後半も法人税の増収を可能とした要因の最後に、主税局の一般消費税への期待感をあげることが出来る。

第3節で確認したように、法人税率引き上げを伴う改正は、1952年（191億円）、1970年（752億円）、1974年（3520億円）、1981年（6400億円）、1984年（4140億円）である。1974年以降の増税の特徴は、増税の方式が税率引き上げとともに租税特別措置等の整理によって課税ベースも拡大している点、1975年の特例公債発行後には増税の金額が大きくなっている点にある。ここでは1970年代から1980年代中盤にかけて一般消費税導入を意識する中で、法人税の増税を行った主税局の政策意図と経済界の反応について確認しておこう。

(1) 法人税増税と一般消費税との関連

高度経済成長期にあっても、法人税の増税は経済界の反対を受けてきた。例えば、1970年税制改正である。この改正の過程では、民間投資との不均衡是正と社会資本充実が合言葉となり、公共投資財源のための租税負担率の引き上げ、民間資金の導入が大きく取り上げられた。これに対して主税局では、所得税の減税を行いつつも、民間投資と政府投資のバランスを確保するための財源として法人税をあてようとしていた。この時の経済界の反応について、当時主税局長

（1969.8～1971.6）であった細見卓は、以下のように回顧している。³⁹⁾

「ぼくと次官の澄田さんが2人で。もう、しょっちゅう経団連にやっつけられて、（総選挙で経団連は自民党のお世話をしたのに：引用者）「情けも何もない奴だ。」「恩をあだで返す奴だ」と言われましたね。……増税なんてことは、池田蔵相（による1952年の税率引き上げ：引用者）以来初めてですよ。そういうことで、民間経済が過熱しないように、それから遅れた社会資本を財政が充足してゆく、しかも一方で健全財政を維持してゆくのにもどうしても必要な財源なんだということをわあわあ言っておったら、経団連の人もさすがに大人だから「いや、お前の言うのももっともかもしれん」というので、通ったんですよ。」

この1970年度税制改正のプロセスで注目すべきは、主税局と自民党との間で、法人税に代わる財源として一般消費税の話が出始め、福田赳夫首相自身が1970年3月に「直接税軽減と財政需要に 대응するために間接税増税をやりたい」との発言をしている点にある。この背景についても細見卓は、以下のように回顧している。⁴⁰⁾

「法人税増税のところで、ぼくは田中角栄さんに一幹事長に一ぼろくそにやられたわけです。その時、横にいた政調会長だった水田（三喜男。大蔵大臣経験者：引用者）さんが「細見君、もうこんな法人税みたいに、幹事長が怒るような税金ではなくて、フランスには付加価値税という税があるから、それをやったらいいぞ」と激励してくれて、「それじゃあ、水田さんは付加価値税に賛成なんですか」と言ったら、「おう、お前らが持ってきたらおれは賛成してやると」と言うので、福田さん（首相：引用者）に話をしたら、福田さんがここへ逃げ道をつくったわけ。」

(2) 大蔵省主税局の租税思想の変化⁴¹⁾

大蔵省の内部では、主計局を中心に早くから一般消費税の導入に積極的な局もあったが、主税局では所得課税を基幹税とする租税思想が主流であった。それが、特に1975年以降の特例公債発行に直面して主税局の租税思想も変化していく。これまでの所得課税を基幹税とする租税思想から、所得課税と消費課税の2つを基幹税とする租税思想への変化である。

特に消費課税の中でも特例公債脱却のための有力な税目された一般消費税は、1979年1月閣議決定の税制改正要綱において1980年度から実施するとまで記載されるまでになっていった。しかし、1979年の秋の総選挙時には一般消費税の議論の棚上げが打ち出され、さらに年末には財政再建国会決議でだめ押しが行われた。つまり、主税局にとっては一般消費税導入への道が遠のいてしまったのである。しかし主税局は、これまでの一般消費税という新税導入路線の延長線上で、不公平税制の是正と既存税制の見直しにより、出来る限りの増収措置を図ることにした。そのひとつが、法人税であった。

(3) 1981年度税制改正

1981年度税制改正に際し、主税局では国債2兆円削減の財源として、不公平税制の是正によって既存税制の枠内で精一杯の増税を行い、それでも足りなければ、一般消費税しかないという道が開けると考えていた。⁴²⁾特に1981年度税制改正での法人税率引き上げ（40%→42%）は、1970年税制改正や1974年税制改正のように、何のための増税が行われるのかという根拠についての様々

な議論はなく、もっぱら「財政再建のため」ということで決まったものであった。⁴³⁾

ただし、法人税の増税等を織り込んだ空前の規模の税制改正法案の国会審議が順調に推移して、その成立の目処がつき始めた1981年の3月半ば、こうした増税政策を真っ向から否定する動きが俄かに高まってきていた。1980年7月の鈴木善幸内閣とともに着手された行政改革が本格化し、そこでの基本的なスタンスとして、「増税なき財政再建」路線が強力に打ち出されたのである。⁴⁴⁾

注目すべきは第二臨調の「増税なき財政再建」という方針では、経団連のみならず、日経連、経済同友会、日本商工会議所等の経済団体が一致して、政権に対して予算政策の変更を求めている点である。Calder (1988) が「全国的なスケールを持つ経済団体が4つもあるという国は、欧米主要国には例がなく、ほとんどが一つにすぎない。」⁴⁵⁾としているように、複数の経済団体が特徴となっている日本の経済団体が、一致して政策変更を求めるのは、戦後政治にみることのできない事態であった。⁴⁶⁾

(4) 1984年度税制改正

1984年度税制改正では、依然として「増税なき財政再建」の要請もあるが、1974年税制改正以来10年間未実施の給与所得者への所得税について、物価調整減税の要請に応えざるを得ない状況になっていた。減税見送りで著しく負担感を増した所得税を物価調整減税の要請等に応える形で7600億円減税（基礎控除、配偶者控除、扶養控除の各4万円引き上げ、給与所得控除も10年ぶりに引き上げ）する必要があったからであり、その減税財源として法人税（暫定的に1.3%上積みして43.3%）ならびに間接税を各々4140億円、5190億円の増税を実施した。⁴⁷⁾

主税局は、所得税減税の財源としては間接諸税でまかなえればいいが、1981年度税制改正ではほとんど実施しているため、間接税増税以外には法人税の増税しか道がなく、法人企業にその余力もあると考えていた。⁴⁸⁾この点に関し、当時主税局長（1982.6～1985.6）であった梅澤節男は、以下のように回顧している。⁴⁹⁾

「法人税というのは、確かに結果として戦後最高みたいになっちゃったんですけども、58年（1983年：引用者）の中期答申には「法人税の税率水準はほほいいところに来ている。ただ、非常に財政事情が厳しい中で引き上げる余地はあるんじゃないか」と、含みが残っているんです。だから主税局としてはあれを足がかりにし、それからもう一つね、私は当時経団連の人たちとも話をしたんですけども、当時の—「当時の」ですよ—日本の企業の実態からすれば、1%や2%ポイントの税率を上積みしても、国際競争力とか設備投資力に影響なんてないんじゃないですかというのが、われわれの主張だったんですよ。」

これに対して「増税なき財政再建」の主唱者である経団連を中心とする財界から強い反対が出された。しかし、その反対の理由は現在とは異なるものであった。当時の財界に対応に関して、同じく梅澤節男は以下のように回顧している。⁵⁰⁾

「経済界の方は猛反発したんですけども、その反発の理由は、その競争力の話とか、設備投資に影響があるというよりも、……(中略)……一番とりやすい企業課税に最後は尻を持ってくるといのが納得できないという反発とか、将来の増税に対する危機感といいますか、猛烈に反発が強かったですよ。」

結局、法人税率引き上げは、法人税法の改正という恒久税制ではなく、2年間の臨時特例措置

として実施することで決着し、増税なき財政再建路線の中で、所得税減税の財源対策として法人税増税を行った。主税局が最後まで折れなかったからである。この点に関して、同じく梅澤節男⁵¹⁾は、以下のように回顧している⁵²⁾。

「当時の（経済界の法人税引き上げに対する：引用者）こうした反発というのは、ある意味では、既存税制の閉塞状態、あるいは矛盾点をついていることは事実です。最後は企業課税に来ると。したがって、われわれとしては、経済界に理解を求めつつも、この機会に、経済界も今の税体系じゃどうにもならないということをわかってもらいたいという意味もあって、だから最後までこの財源対策は主税局は下りなかったんです。」

主税局が法人税増税に対して強硬な態度に出たのは、将来的には一般消費税の導入を行うという意識が根底にあったからである。このようなプロセスを経て、経済界は1985年（昭和60年）7月の中曽根税制改革において、法人税減税の代替財源として一般消費税を支持するようになっていく。そして、1988年の12月の消費税法案可決と引き換えに、経済界は法人税減税を実現してゆくのである。

7. むすびにかえて

本稿では、シャープ勧告から1980年代中盤までを対象に、シャープ勧告以降の法人税制の特徴を明らかにしてきた。留意したのは、国際比較の視点、日本の法人企業の特徴、所得税減税のメカニズムと法人税との関係、一般消費税導入プロセスと法人税との関係であった。

しかし、本稿での戦後日本の法人税の特質の検討は、主として法人企業全体からみたマクロの視点からとらえたにすぎない。いいかえれば、法人企業のミクロの視点、すなわち企業規模別分析や産業別分析等での検討が欠落している。例えば、内部留保や労働分配率についても、現実には企業規模別や産業別に資金調達条件、雇用条件、配当政策の要否、取引慣行、情報コスト等が異なっていることから、それぞれを意識した分析が必要になる。そしてこれらの検討と併せて考えることで、戦後日本の法人税の全貌が明らかになることは言うまでもない。残念ながらこの点については、正面から取り上げることが出来ておらず、改めて別の機会に論じる他はない。

付記：内山昭教授の退任記念論文集への寄稿であるにもかかわらず、筆者の在外研究中の執筆に伴う、様々な点からの不備をお許しくさせていただきますと幸いです。

注

- 1) 法人税の減税が行われるようになった1980年代後半以降については、別に論じる機会があるため、改めてその時に正面から取り扱う。さしあたり、関口智（2010b）を参照されたい。また、法人税の議論の際には転嫁・帰着への配慮も必要であるが、本稿では、最終的に株主が全額負担するのとらえるのか、製品・サービス価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担するのとらえるのか、賃金への転嫁を通じて最終的に労働者が負担するのとらえるのか、あるいはそれぞれに転嫁・帰着するのとらえるのか等について論争が絶えない点を指摘するにとどめる。
- 2) 内山昭（1996）143頁では、「税収に占める法人課税のウェイトのみをもって、単純に法人負担の軽

重の指標とできない」と指摘している。なお、表1は税制調査会で「国税収入に占める法人税収入が高い要因は、租税負担率（国民所得に占める国税の比率）が低いことにある」と指摘する際に利用された数値を、再加工したものである。

- 3) このような傾向は、1990年代後半から2000年代にかけても大幅な変化はない。この点については、関口智（2010a）を参照。
- 4) ただし、分母が国民所得とGDP（国内総生産）の場合とで、順位が若干異なる。
- 5) 金子勝（1991）158頁では、法人企業の保有する土地・株式の含み益を考慮に入れると、「フロー・レベルでみたオイルショック後の労働分配率上昇は何ら意味を持たない。」と指摘している。
- 6) 仮に労働分配率算定の際に分母を国民所得とする場合には、固定資産減耗が控除されているので、固定資産投資が累積すると労働分配率が高くなる。
- 7) 資本コストの概念では内部留保にも資本コストが生じるが、ここでは指摘するにとどめる。
- 8) 大企業と中小企業の関係は各国で様々な特色があり、従来の法人税制研究ではそのような視点を含めた分析が不足しているように思われる。たとえば、下請制や系列といった大企業と中小企業との二重構造論に基づく企業間関係について、税制面への影響を検討する必要がある。しかし、本稿では法人税の大半を占める大法人を中心に検討するため、それを指摘するにとどめる。また、ここでの比較では、中小法人の定義にばらつきがあること、中小法人自体が同質性よりも異質性が大きいこと、データは1990年前後の単年度の比率であり日本ではバブル期の時点のものであること等から、単純な結論を導き出すことも慎重さが必要である。
- 9) 他にも、雇用している従業員規模に着目して見ると、データの記載されているすべての国で、法人企業では従業員数10名未満が80%前後であり、非法人企業にいたっては従業員数10名未満が全体の90%を超え、多くは95%以上である（OECD（1994）Table 3-7B）。
- 10) 日本以外にはオランダの比率が72.7%と際立って高い（OECD（1994）Table 3-3, 3-5）。
- 11) 日本への納付という観点からは、外国税額控除以外の税額控除や外国税額控除を利用した租税回避にも留意する必要がある。
- 12) たたし、ここでの外国税額控除の額は、海外直接投資・間接投資といった投資形態や、現地法人の所得の還流の有無といった所得移転方式が無視されていること、日本の税務統計には1973年以降のデータしかないこと、イギリスについても1970年以前のデータが不足していること等の制約があることには留意する必要がある。しかし、それでも日本の外国税額控除比率が相対的に低いという結論には変わりがないであろう。
- 13) 水野勝（2006）299頁。
- 14) 内山昭（1996）139～140頁では、日本企業の特徴を①大法人間の相互持ち合い②日本的労務管理③最高経営者の供給源と選抜方法④企業間の長期継続的な相対取引と整理している。本稿では歴史的背景を踏まえつつ、そのような日本企業の特徴と税制との関連を正面から取り扱うことにしたい。
- 15) 吉国二郎総監修（1996）822, 825頁。
- 16) 1966年商法改正での定款による譲渡制限付株式の導入も、この時代を反映している。
- 17) 1989年税制改正において関係会社間以外の法人間配当の益金不算入割合が80%に引き下げられ、2002年税制改正においてそれが50%に引き下げられ、法人税の課税ベースの拡大が図られた。
- 18) ただし、資本金規模が大きくなるほど益金不算入となる受取配当の「金額」が大きいという傾向は見て取れるため、詳細な実証研究が必要である。興味深いのは、税制改正で課税ベースに含まれるようになってきた法人間での配当が、1990年代後半になってむしろ積極化している点にある。
- 19) 池尾和人（2001）9頁では「預金金利規制によってつくりだされたレントの一部は、銀行部門から企業部門にスピルオーバーしていたとみられる」としている。
- 20) 跡田・橋本・前川・吉田（1999）60頁は、「高度成長期では税制要因や金利要因よりも物価要因が企業の投資コストに影響を与えてきたのに対し、市場の自由化・グローバル化が進むにつれ、物価と比べて資本市場の動きをより反映しやすい金利の影響の方が大きくなってきた」としている。

- 21) 恒川恵市（1996）185頁。
- 22) 恒川恵市（1996）204頁。
- 23) 大法人での相対的な人件費の抑制傾向を指摘する一方で、本来はFRINGE BENEFITとの関係も検証しておく必要がある。
- 24) 恒川恵市（1996）211頁。
- 25) 小島清（1985）1章，2章。このことは、日本の労働組合がアメリカの労働組合ほど自国企業の海外進出に神経質でなかった要因でもある。
- 26) 宮島洋（1995）182頁。
- 27) 中小企業といっても、大企業の系列内のように大企業の下請け関係にある中小企業もある一方で、個人商店のような零細企業のように下請けに入らない中小企業も多数存在しているため、もう少し慎重な検討も必要である。
- 28) Calder, Kent E（1988）pp. 314-315
- 29) Calder, Kent E（1988）pp. 200-202
- 30) Calder, Kent E（1988）pp. 465-466
- 31) 株式譲渡所得は、有価証券取引税の復活とともに非課税（1953年）となった。それが、課税されるようになるのは1980年代後半であり、源泉分離課税（20%：1989）の導入や、申告分離課税（26%：1989）として復活している。
- 32) 宮島洋（1986）146頁の推計によれば、1978年から1983年の間における個人受取利子・配当に占める非課税利子の割合は、61.1%～68.3%という高い比率になっている。
- 33) 佐藤進・宮島洋（1992）66頁でも「人為的低金利政策の一環である預金金利の低位政策を、税制面から補償するという意味を持っていた。」としている。
- 34) 2000年代になると、配当所得に対する源泉徴収の割合が再び増加しているが、これは課税ベースに含まれる法人間の配当割合が増加していた状態で、法人間の配当自体が増加したことに起因している。また、非居住者等への源泉徴収割合の増加しているのは、外国人株主の増加した状態で、配当が増加したことに起因している。
- 35) シャープ勧告自体にはない制度であるが、1952年に導入された社会保険料控除が、所得税の負担を軽減するメカニズムがあることにも注意が必要である。
- 36) 宮島洋（1986）155頁も同様の指摘をしている。
- 37) 国民経済計算の雇用者報酬には現金給与のみならず、家賃差額等の現物給与が含まれている点にも限界がある。さらに、スウェーデン・ドイツ・フランスは手取賃金が減少傾向にあるが、図10では年金給付等の現金給付や医療サービス等の現物給付といった面を考慮していない点にも注意が必要である。
- 38) 佐藤進・宮島洋（1990）201頁。
- 39) 吉国二郎総監修（1996）827頁。
- 40) 吉国二郎総監修（1996）831～832頁。
- 41) 以下は、水野勝（2006）175～177頁，260～261頁の記述に負っている。
- 42) 吉国二郎総監修（1996）854頁。
- 43) 佐藤進・宮島洋（1990）356頁。
- 44) 水野勝（2006）275頁。
- 45) Calder, Kent E（1988）p. 197
- 46) 新藤宗幸（1989）77頁。
- 47) 石弘光（2008）384頁。
- 48) 吉国二郎総監修（1996）862頁。
- 49) 吉国二郎総監修（1996）861頁。
- 50) 吉国二郎総監修（1996）862頁。
- 51) 水野勝（2006）316～317頁。

52) 吉国二郎総監修（1996）862頁。

〈主要参考文献〉

- 赤石孝次（2005）「日本型消費税政策の新政治経済学」日本財政学会編『グローバル化と現代財政の課題（財政研究1巻）』有斐閣。
- 跡田直澄・橋本恭之・前川聡子・吉田有里（1999）「日本の所得課税を振り返る」『フィナンシャル・レビュー』第50号。
- 石弘光（2008）『現代税制改革史——終戦からバブル崩壊まで』東洋経済新報社。
- 池尾和人（2001）「戦後日本の金融システムの形成と展開，そして劣化」『フィナンシャル・レビュー』第54号。
- Calder, Kent E（1988）Crisis and Compensation-Public Policy and Political Stability in Japan 1944-1986, Princeton University Press.（『自民党長期政権の研究』文藝春秋）
- 加藤淳子（1997）『税制改革と官僚制』東京大学出版会。
- 内山昭（1996）『「会社主義」と税制改革』大月書店。
- 金子勝（1991）「企業社会の形成と日本社会」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会第5巻 構造』東京大学出版会。
- 国枝繁樹・布袋正樹（2008）「日本企業の配当政策と税制」日本財政学会編『財政再建と財政改革（財政研究4巻）』有斐閣。
- 小島清（1985）『日本の海外直接投資』文真堂。
- OECD（1994）, Taxation of Small Businesses, OECD, Paris.
- , National Accounts, Detailed Tables Volume II, OECD, Paris.
- 国税庁編『税務統計から見た法人企業の実態』各年版。
- 『国税庁統計年報書』, 各年版。
- 佐藤進・宮島洋（1990）『戦後税制史（増補版）』, 税務経理協会。
- 神野直彦（1997）「課税ベースの適正化と税率構造」『税経通信』税務経理協会, 第52巻15号。
- （1998）『システム改革の政治経済学』岩波書店。
- 新藤宗幸（1989）『財政破綻と税制改革』岩波書店。
- 税制調査会（1971）『長期税制のあり方についての答申及びその審議内容と経過の説明』
- （1987）『税制の抜本的見直しについての答申・報告・審議資料総覧』
- 関口智（2010a）「国民所得に占める法人税収・法人所得の推移」税制調査会 第3回専門家委員会提出資料, 2010年4月7日。
- （2010b）「日本の法人税の現状と改革の方向性について」『日本の税制, どう変えるか?』生活経済政策研究所。
- 田近栄治・油井雄二（2000）『日本の企業課税』東洋経済新報社。
- ・八塩裕之（2005）「税制と事業形態選択——日本のケース」日本財政学会編『グローバル化と現代財政の課題（財政研究第1巻）』有斐閣。
- 恒川恵市（1996）『企業と国家』東京大学出版会。
- 林健久・神野直彦（1986）『日本税制の変遷』大蔵省財政金融研究所。
- 林榮夫（1958）『戦後日本の租税構造』有斐閣。
- 水野勝（2006）『税制改正50年—回顧と展望—』大蔵財務協会。
- 宮島洋（1986）『租税論の展開と日本の税制』日本評論社。
- （1992）『高齢化時代の社会経済学』岩波書店。
- （1995）「法人税改革の方向」『租税研究大会記録 第46回大会』日本租税研究協会。
- 吉国二郎総監修（1996）『戦後法人税制史』税務研究会。
- 財務総合政策研究所編『財政金融統計月報』各年度。